

令和5年2月 一宮市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和5年2月2日（木）午後2時から午後2時56分
- 2 開催場所 オリナス一宮 1階 ホール
- 3 議 題
 - 1 国民健康保険税条例改正の諮問について
 - 2 その他
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 出席委員
 - *被保険者代表
野村郁子、加藤しげ子、安藤典子、田中美津子、五藤真里代、丹羽弘樹
 - *保険医・薬剤師代表
櫻井義也、高御堂祥一郎、今岡勢喜、小川勝人、井谷政義
 - *公益代表
高木宏昌、東淵正人、浅野一、加藤亘、松浦昭雄、中村憲昭
- 6 欠席委員
上村誠一郎
- 7 一宮市出席者
 - *中野市長
 - *市民健康部長 以下10人
- 8 傍聴者
3人
- 9 会議内容

安江専任課長： お待たせいたしました。皆さまには、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

保険年金課の安江と申します。よろしく願いいたします。

会議に入ります前に、上村委員につきましては、本日ご欠席との連絡がございましたのでご報告いたします。

それでは、出席数が定足数に達しておりますので、只今から、令和5年2月、一宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本日の会議は公開で、1時間程度を予定しておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは始めに、浅野会長からご挨拶をお願いいたします。

浅野会長： 皆さまこんにちは。会長の浅野でございます。委員の皆さまには、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨今の医療費の動向は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は「受診控え」で医療費が減少しましたが、令和3年度以降は、再び増加傾向が続いている状況であると伺っております。

また政府は、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけについて、5月8日に、現在の「2類相当」から、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行することを決定しました。

それに伴い、医療費は一定の自己負担を求め、公費負担は段階的に縮小する方向で検討されています。

3年に及ぶコロナ禍からの、社会経済活動の正常化に向けて動いていくわけですが、さらなる医療費の増加が懸念されます。

さらに、国民健康保険の被保険者数においては、団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療保険へ移行することや、令和4年10月からの被用者保険の適用拡大も影響し、大幅な減少になると見込まれているようです。

このように、国民健康保険をとりまく状況が厳しさを増す見込みの中、本日の会議では、前回の運営協議会で説明がありました、市の独自減免を一部見直すことや、県が示した国保事業費納付金を基に市で検討された令和5年度の保険税率などについて、皆さま方のご審議をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

安江専任課長： ありがとうございます。

続きまして、中野市長から委員の皆さまにご挨拶を申し上げます。

中野市長： 市長の中野でございます。国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

国保をめぐる状況につきましては、先ほど浅野会長からもご紹介があったとおりでございます。我々としては、やはり3年余り続いたこの暗いコロナとの闘いに明け暮れた日々を、何とか明るい状況に持っていきたいと、今年こそはと願っているところでございます。

政府も、5月8日ですか、ゴールデンウイーク明けにはということで、ロードマップ、進む道のりを示しております。だからといって、

5類に変わり、コロナの感染力が弱くなる訳でもなく、病気としては変わらない訳でございます。今日、櫻井医師会長始め、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療従事者の皆さま、ご出席いただいておりますが、引き続きのご尽力ご協力をお願いするものでございます。

しっかりと医療従事者の皆さまと連携をとりながら、我々行政としても、中核市となり保健所を自ら運営するものでございますので、市民の皆さまの健康により責任をもって、これからも頑張っていきたいと考えているところでございます。

先ほど、国保の財政についても、少し浅野会長からお話しがございました。愛知県がより財政運営主体として責任を持っていただくような流れになってきていますが、その分、どうしても愛知県であったり、日本全国のルール、こういったものにより従わなければならないという側面が出てきております。

一宮市として独自に、様々な国保の、特に財政については支援をしてきたところですが、そのバランスのとり方が非常に難しいという局面に差し掛かってきております。

コロナも、当然、2類相当から5類へとなりますと、これまで色々な形で一般会計、税金の方で支えていたものが、徐々に徐々に、医療の方、保険者であったり患者さんであったり、というところに負担が変わっていく流れがどうしても出てくる訳ではありますが、そこで激変がないように、市民の皆さま、また国保加入者の皆さまに、しわ寄せが過剰に過分にいくことがないよう、バランスの配慮を考えていきたいと思っております。

今日の協議会におきましても、委員の皆さま方から率直な意見、感想など賜ることができましたら、そうしたものを我々はこれからも、行政のかじ取りに生かしていきたいと考えております。

ということで、たいへん外も寒い中ですし、年度末に向けて、何かとご多用な中、お集りいただきました皆さま方に、改めて感謝を申し上げます。私からの開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

安江専任課長： それでは、審議に入ります前に、中野市長から運営協議会へ諮問をさせていただきます。

中野市長から浅野会長に諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願ひします。

〔市長 諮問書を会長に手渡し〕

それでは、諮問書の写しを委員の皆さまにお配りした後、事務局から読み上げさせていただきますので、しばらくお待ち願います。

〔事務局 諮問書の写しを全委員に配付〕

河 岸 部 長： それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、次の事項について貴協議会の意見を求めます。

1. 基礎課税額について

所得割率：現行 6.7%を 7.55%に、被保険者均等割額：現行 28,800 円を 22,800 円に、世帯別平等割額：現行 24,000 円を 16,800 円に改正する。

2. 後期高齢者支援金等課税額について

所得割率：現行 2.3%を 2.95%に、被保険者均等割額：現行 9,600 円を 8,400 円に、世帯別平等割額：現行 6,000 円を 3,600 円に改正する。

3. 介護納付金課税額について

所得割率：現行 1.9%を 2.4%に、被保険者均等割額：現行 10,800 円を 9,600 円に、世帯別平等割額：現行 6,000 円を 3,600 円に改正する。

この改正は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

改正理由、保険税賦課の適正化と国民健康保険事業運営の健全化を図るため。

以上でございます。

安江専任課長： それでは、ここからの議事進行につきましては、浅野会長にお願いいたします。

浅 野 会 長： はい、承知いたしました。それでは議事進行を務めさせていただきます。座って進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

まず、会議録の署名者を指名させていただきます。

署名者は、加藤しげ子委員と、井谷政義委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

これより、諮問の審議に入りますので、中野市長にはご退席いただきたいと思ひます。

〔市長 退席〕

浅野会長： それでは、議題1「国民健康保険税条例改正の諮問について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

河岸部長： 改めまして、市民健康部長の河岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座ってご説明させていただきます。

議題1「国民健康保険税条例改正の諮問について」でございますが、先ほど諮問させていただいたとおりでございます。

国民健康保険税は、愛知県が算定いたしました国保事業費納付金を納付できる税率を設定する必要があるでございます。

この国保事業費納付金は、毎年市町村ごとに算定されますが、令和5年度分として愛知県が算定した金額は、令和4年度と比べて1人あたりの納付金が大きく増額となっております。

一方で、被保険者数が大幅に減少する見込みであり、国保事業費納付金を納めるには、保険税率を改正する必要があるでございます。

また、10月の運営協議会でお話しさせていただきましたが、一宮市の独自減免の見直しも考慮しての保険税率の改正案となっております。

詳細につきましては、このあと保険年金課長からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川口課長： 保険年金課長の川口でございます。着座にて説明させていただきます。それでは、国民健康保険税条例改正案について、ご説明いたします。

事前にお送りしました、資料1 1. 一宮市国民健康保険 令和5年度の保険税をお願いいたします。

1、財政・事業運営方針でございます。

(1) 愛知県が算定した国保事業費納付金を納付できる税率等を設定いたします。これにつきましては毎年、国保事業費納付金が愛知県から示されますので、毎年度、保険税率の検討を行うこととなります。

(2) 法定軽減対象世帯に対する1割上乘せ、世帯の所得200万円

以下に対する均等割・平等割 3 割、70 歳以上の高齢者や未就学児を除く 18 歳未満などに行っていた均等割 3 割の市独自減免を見直しいたします。

- (3) 急激な保険税の増額とならないよう繰越金を利用します。
- (4) 法定外を含む一般会計繰入金はこれまでどおりといたします。

これらにつきまして、平成 30 年度から国保の財政運営主体が県となったことで、県レベルでの負担の平準化を目指しておりまして、各市が独自に行っている減免の見直しが求められています。

また、市では事務の標準化におきまして、国が推奨する「国保標準システム」を令和 6 年 1 月に導入予定ですが、このシステムは市の独自減免には対応していません。これらのことから、令和 5 年度に独自減免を見直しさせていただきます。

ただし、これまで市が独自減免の制度を用いて実施してきました「所得の低い方の負担は低く抑え、所得に応じて負担をお願いする。」という国保税の基本的な考え方は変えません。

そのため、これまで独自減免の補填や税負担の緩和のために、一般会計から 1 人あたり 10,000 円の繰入金を繰り入れしていましたが、これは 5 年度も変更いたしません。一般会計、いわゆる市全体で引き続き国保会計の支援をしていただくということでございます。

また、下の 3 にありますように、税率を変更して税負担の増加を抑えますが、急激な増加を避けるため、繰越金、いわゆる国保会計の貯金を利用する予定です。

次に、2、愛知県が算定した国保事業費納付金について説明いたします。

県が算定した令和 5 年度の国保事業費納付金の総額は 102 億円余でございます。令和 4 年度に比べますと、1 億円ほど減りました。

一方、被保険者数は急激に減少しておりまして、4,740 人ほど減る見込みでございます。したがって、被保険者 1 人あたりにしますと、8,450 円、率にして 5.8%の増となりましたので、1 人 8,450 円分の増額が必要ということになります。

この愛知県に納める事業費納付金について、愛知県作成資料 1 で、補足の説明をさせていただきます。

こちらが「各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位」となっております。愛知県内での一宮市の状況が分かる表となっております。

一番左が、医療費水準になりまして、市町村ごとで医療費がどれだけかかるかを示した表になります。

全国平均を1とした場合、愛知県の54市町村はすべて1未満でございますので、愛知県の国保の被保険者は、全国平均よりは医療費がかかっていません。

しかし、愛知県の中で一宮市を見た場合、上から7番目でございます。0.94となっておりますが、愛知県の中では医療費がかかっている方であるということを表しています。

次にその右、2列目の囲みですが、国保の方の1人あたりの3年の平均所得金額を表したものになります。一宮市は県内で下から5番目に低い所得となっております。

この2つの表から、一宮市の国保の方は、医療費はかかっているが所得は低い方であることが分かります。

これを勘案しまして、県は各市町村の国保事業費納付金を定め、3列目になりますが、1人あたりの金額を算出いたします。1人あたりにしますと、一宮市は県内で37番目になります。

次に裏面、愛知県作成資料2、をお願いします。

「令和5年度の市町村標準保険料率」となっておりまして、こちらは、先ほどの納付金を収めるために、県から示されました令和5年度の市町村標準保険料率です。各市町村が国保の税率を決める上での1つの指標となるものです。

それでは恐れ入ります、もう一度、資料1にお戻りください。

先ほどの市町村標準保険料率を参考にしながら、県が算定した国保事業費納付金を納めるために、実際に、国保税として被保険者の皆さまから集めなければならない必要額を求めていきます。

独自減免の一部見直しの影響を考えつつ、できるだけ、ご負担が所得のあまり多くない方や、特定の方に偏らないよう配慮いたしまして、また、急激な増額とならないような方針で、試算を繰り返した結果の改正案を、3、5年度の保険税に示しております。

令和4年度のデータを基に、仮に、税率などを現行のままといたしますと、医療費分では表の一番右になりますが、「見込み額－必要額」

の欄のとおり、1億7,300万円余の赤字となります。

この医療費分につきまして、改正案のとおり、所得割を現行の6.7%から7.55%に引き上げまして、均等割を現行の28,800円から22,800円に、平等割を現行の24,000円から16,800円にそれぞれ引き下げます。

改正案の税率で計算をしますと、1番右の列になりますが、1億4,000万円余のマイナス、赤字ということになります。

その下の後期高齢者支援金等分では、同じように現行のままとして計算いたしますと、3億600万円余の赤字のところ、所得割を現行の2.3%から2.95%に引き上げ、均等割を現行の9,600円から8,400円に、平等割を現行の6,000円から3,600円にそれぞれ引き下げます。

賦課税限度額とございますが、こちらは国の地方税法改正によりまして22万円に引き上げられる予定となっておりますので、22万円として試算をいたしますと1番右の列、2億4,900万円余の赤字ということになります。

その下の介護納付金分では、現行のままといたしますと1億2,300万円余の赤字のところを、所得割を現行の1.9%から2.4%に引き上げ、均等割を現行の10,800円から9,600円に、平等割を現行の6,000円から3,600円にそれぞれ引き下げます。

こちらの改正案の税率で計算いたしますと1番右の列、1億2,200万円余の赤字ということになります。

これら改定した赤字の部分を合計しますと、右の表のいちばん下の欄、欄外のところになりますが、5億1,100万円余のマイナスとなります。この分を繰越金で補填いたします。

現在の繰越金、国保の貯金でございますが、9億6,000万円余ございまして、中長期的にみて、この案といたしました。

続きまして、資料2をお願いいたします。

2. 被保険者数、世帯数、保険給付費等の推移でございます。

記載のとおり、被保険者数は年々減少しております。これは、75歳になって国保から後期高齢者医療制度に移る方、それから会社の社会

保険に移る方が多いことによる影響でございます。

保険給付費の総額は、コロナの影響を除きますと、ほぼ横ばいの傾向にございますが、被保険者1人あたりの欄を見ていただきますと増加傾向にございます。

国保事業費納付金につきましても、1人あたりでは増加傾向ということになっております。

続きまして、3. 保険税の推移をお願いいたします。

令和3年度、4年度の税率につきましては、据え置きでございました。一番右が5年度の改正案でございます。

続きまして、資料3をお願いいたします。

4. 令和4年度税額と令和5年度税額との比較事例（年額）となっております。

こちら、現行税額と改正案税額との比較事例で、世帯の構成や収入によって、税額がどう変化するかを表したもので、例1から例9まで、9例あげています。

例1でみていきますと、この方につきましては、年金収入だけで153万円の単身世帯でございます。

左側の令和4年度のところ、濃いピンク色の網掛けになっているところですが、令和4年度の年間の税額では13,600円ございました。

その下の、令和5年度の濃い緑色網掛け部分は、改正案の税額になります。15,400円です。

その差額1,800円を増加額の行に記載してございます。

下から1行目、及び2行目には、期ごとの増加額を記載しています。

年金天引きではない普通徴収の方は、7月を第1期として8回で納付していただきますが、1回あたりの増加額ということになります。

所得の高くない世帯に配慮したため、例1から例4までの方につきましては、増加額を概ね低く抑えられております。

しかし、所得割の税率を上げているため、所得に応じて高くなっていくという形になっております。

極力、公平な増加割合となるよう、試算を繰り返しまして、その中で、税収も確保しつつ、一番、増加割合の均衡した案ということで

お示しをしております。

続きまして、資料4をお願いいたします。

5. 保険税 収納率の推移でございます。

続きまして、6. 国保税の法定軽減、独自減免の状況の表になります。

こちらは昨年10月6日の協議会でもお示した資料になりまして、その再掲になっております。

このうちの網掛けの部分について見直しをいたします。

令和3年度決算で、軽減・減免の総額は、17億6,000万円余となりました。一宮市国保では37,000世帯余の方が何らかの減免を受けたという状況になっています。

続きまして、資料5をお願いいたします。

7. 年齢別被保険者数です。

令和4年8月末と12月末の被保険者数を比較し、直近の動きを表しています。4か月で2,216人の被保険者数が減少していることが分かります。

75歳到達による後期高齢者医療制度への移行と、10月からの社会保険拡大が影響しています。

以上が、議題1、国保税改正関係の説明となります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

浅野会長： ありがとうございます。この答申案について、何かご意見はございませんでしょうか。

ご意見のある方、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

高木委員： ひとつだけお尋ねします。

資料4、最上段の表ですが、滞納繰越が4年度においては26.45%と出ています。そして、その前年度が25.44%とあります。

これについて、色々と事情、もしくは原因もあるのですが、この滞納分に関して、どのように今後、取り扱っていかれますか。

浅野会長： 事務局ご回答よろしくお願いいたします。

川口課長： 現年課税分と滞納繰越分がございますけれども、今現在、現年課税分についての収納を強化しております、基本的には、どちらも大切でございますけれども、特に現年分を重視して収納対策をしているところでございます。

滞納繰越分については、なかなか、その時の景気の状態ですとか、大口の方があつたりして、変動することもございますが、引き続き収納率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

高木委員： もうひとつ。よろしいですか。

今、「取り組んでまいります」ということですが、いわゆる一般の税金の収納率は、ほぼ95%、96%までいっていると思うのです。

そして、国保の問題のみに関しては、数値的には大きな数字だろうと思うのでお尋ねしますが、このパーセントというのは、金額に対してのパーセントなのか、お一人お一人の件数に対してのパーセントなのか、どちらですか。

川口課長： 金額に対するパーセントでございます。

高木委員： いいですか、金額に対するということになると、人数というのは、また別の数字があるかと思うのですが、そういうことを加味して考えていきますと、金額では、非常にこれは収納率、納税率が低いと思えますが、人数としては出ていますか。

川口課長： 資料を探しておりますので、後ほど答えさせていただきます。

高木委員： はい。分かりました。それはそれで結構ですが、いずれにしても皆さん、努力はされていると思いますが、なぜ、一般の税金の収納率からいって、この国保税が、これだけの数字を出しているのかというところを根本的に洗い出していただいて、そして、金額がこうなのだが、実は人数はこうなのだと。先程、「大口の」という表現もあったようですので、そういうところで低率になっている可能性がないとは言えないかもしれませんので、いずれにしても、私共に示していただく場合は、人数も出していただけると、その考え方というのが、また別に出てくるような気がしますので。

金額だけだと、非常に大きいじゃないのかということになってしまうので、今後の、こういった協議会の中で資料を示していただければ、人数も併せてここに表記していただけると、ちょっと考え方の角度が変わるかなと、こんな風に思います。

以上です。頑張ってください。ありがとうございました。

浅野会長： ありがとうございました。

改めて回答するというところでよろしかったでしょうか。

川口課長： 次回に向けて、検討させていただきます。ありがとうございました。

浅野会長： ありがとうございました。

他に、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

他に、ご質疑ないようでしたら、ただいまの審議を踏まえ、まずは私の方で、答申案を作成させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

浅野会長： ご異議なしということで。

では、答申案を作成することに、ご了承いただける方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

浅野会長： ありがとうございます。

賛成多数ということで、答申案を作成する方向に進めたいと思います。

答申案を作成したいと思いますので、その間、休憩とします。

概ね10分後に再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(休憩)

〔会長、副会長 答申案を作成〕

〔事務局 答申案の写しを全委員に配付〕

浅野会長： 皆さん準備はよろしいでしょうか。1分ばかり早いのですが、審議を再開したいと思います。

では、再開いたします。

答申案につきましては、今、お手元にお配りしたとおりでございます。

それでは、答申案を事務局の方で読み上げをお願いいたします。

河 岸 部 長： はい。それでは、答申の案を読み上げさせていただきます。

令和5年2月2日付、4一宮保年発第2322号で、諮問のありました見出しのことについては、慎重審議の結果、次のとおり答申します。

国民健康保険税の税率の改正については、諮問のとおり了承する。

なお、各委員から出された意見については、その趣旨を十分くみ取られるとともに、今後も歳入確保のため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。

また、医療費適正化に向けた各種施策を推進することなど、国民健康保険事業の健全な運営に一層努力されたい。

以上でございます。

浅 野 会 長： ありがとうございます。

この答申案について、何かご意見はございますでしょうか。

〔発言者 なし〕

では、ないということで。よろしいですか。

それでは、議題1、国民健康保険税条例改正の諮問については、答申案のとおり了承するというので、ご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

浅 野 会 長： ありがとうございます。

全員の方が賛成ということで、ご了承をいただきました。

それでは、中野市長に答申書をお渡ししたいと思います。

事務局、よろしくをお願いいたします。

河 岸 部 長： それでは今、市長を呼びに行っております。間もなく戻ります。よろしくお祈りいたします。

今日の予備日ということで、来週9日も用意はしてはいたのですが、今日、皆さまにご審議いただきたいことにつきましては、十分ご審議していただけたと思いますので、次回の9日、予備として設けていた

会議については、開催をいたしませんので、お知らせをしておきます。
よろしく願いいたします。

それでは、誠に申し訳ございません。もう少しお待ちいただければ
と思います。

〔市長 着席〕

浅野会長： それでは、中野市長にお越しいただきましたので、答申いたします。

〔浅野会長 答申書を朗読、市長に手渡し〕

中野市長： ただ今、答申をいただきました。

冒頭申し上げたとおり、国民健康保険のみならず、医療、世の中
全体が、大きな転換期、変革期を向かえておりますので、今日、皆
さま方からいただいたご意見を、後ほど事務局からも詳しい報告を
受けますが、しっかり念頭におきまして、これからの国民健康保険
事業の運営にあたってまいりたいと考えております。今日は貴重な
お時間をいただきまして、ありがとうございました。

浅野会長： それでは、続きまして、議題2「その他」について、事務局から
何かありますか。よろしく願いします。

川口課長： 特にございません。

浅野会長： はい。

委員の皆さま、他にご意見などありませんでしょうか。

〔発言者 なし〕

それでは、事務局から連絡事項がありましたらよろしく願いいたし
ます。

安江専任課長： 本日の議題につきましては全て終了することが出来ました。大変
ありがとうございました。

浅野会長： ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。

皆さまにはお忙しいところをご出席いただき、また貴重なご意見を
賜りまして、大変ありがとうございました。

本日はどうもありがとうございました。

会議録署名

会 長

浅野 一

委 員

加藤 しげ子

委 員

井谷 政義